

## 災害時等における無人航空機等による活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と有限会社アルファ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における活動、復興及び対策支援に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の提供する活動、復興及び対策支援について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

### （内容）

第2条 甲が乙に支援を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 乙が別途作成する「支援内容一覧表」に記載のある事項
  - (2) 防災訓練、合同訓練等、災害対策に関する事項
  - (3) 支援内容を検討するための無人航空機等に関する事項
  - (4) その他甲及び乙の協議のうえ決定した事項
- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲との協議により支援内容を決定し、必要な人員、無人航空機等を調達し、支援要請に応ずるものとする。ただし、やむを得ず支援要請に応じられない場合（災害規模に対し無人航空機等が不足する場合、緊急性が高く派遣が間に合わない場合、輸送経路の断裂による到達不能等）はこの限りではない。
- 3 「支援内容一覧表」の内容は、甲乙協議の上、必要に応じて適宜改定する。なお、改定は次項の方法によって行う。
- 4 「支援内容一覧表」の改定は、以下の方法によって行う。

- (1) 「支援内容一覧」に甲、乙合意した支援内容を反映させる。
  - (2) 乙は、支援できる内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。
- 5 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

(支援要請)

第3条 甲は、災害時に乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し要請書(様式第1号)により支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は要請書によらず口頭により要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条1項の要請に基づく支援活動に係る費用(移動交通費、輸送費、燃料費、消耗品代等の通常必要となる一切の費用)は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙が協議のうえ、決定するものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

(損害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

(平常時の準備)

第7条 乙は、活動、復興及び対策支援内容等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の無人航空機等の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間更新され、以降も同様とする。

2 本条により契約が終了した場合、又は第10条により本契約が解除された場合でも、第5条の規定は有効に存続する。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲・乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年 1月31日

(甲) 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

木更津市長 渡 辺 芳 邦 印

(乙) 千葉県木更津市潮浜2丁目1番29号

有限会社アルファ

取締役 木 内 高 茂 印

(様式第1号)

令和 年 月 日

有限会社 アルファ 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

要請書

災害の状況	
支援内容	
支援要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (連絡先)
その他	
備考	